



平成 26 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 太 陽 誘 電 株 式 会 社
コード番号 6 9 7 6 東 証 一 部
代表者名 代表取締役社長 綿貫 英治
問合せ先 財務経理部部長 横田 年昭
T E L (0 3) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代)
U R L <http://www.ty-top.com/>

2021 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 9 日開催の取締役会において、2021 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）（社債額面金額合計額 200 億円）の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループが事業を展開するエレクトロニクス業界は、スマートフォンやタブレット端末に代表される電子機器の市場成長や、自動車や産業機器等の電子化が進展する一方、製品のライフサイクルがますます短くなり、高付加価値化・高機能化を目的とした技術競争も激しさを増しています。

このような環境にある電子部品市場において当社グループは、体質改善策と成長戦略を両輪とした収益改善策を実施しています。体質改善策としては、海外生産拠点を最大限活用すべく主力商品であるコンデンサやインダクタの海外移管を進めるとともに、不採算商品の撤退等を実施いたしました。引き続き、技術の高度化と生産プロセス改善による継続的な原価低減等を通じて、事業体質の強化と強固な財務基盤の構築に向けて取り組んでまいります。

また、成長戦略においては、スマートフォンやタブレット端末に代表される市場拡大が期待される機器に向け、先端技術を駆使して開発した高付加価値・高機能の「スーパーハイエンド商品」の販売拡大に努めるとともに、自動車、産業機器、環境・新エネルギー及びヘルスケアの分野を注力すべき市場と位置付けた販売活動を強化しております。引き続き、マーケットニーズを的確に把握し、新商品開発の強化に努めてまいります。

当社グループが今後も持続的に成長するためには、引き続き世界需要の増加が予想される電子部品市場において、競争力の高いスーパーハイエンド商品を中心とした長期的視点での生産能力増強が必要と考えています。具体的には、超小型タイプや大容量タイプ、薄型タイプの積層セラミックコンデンサ、金属系磁性材料を使用したメタル系パワーインダクタ「MCOIL™（エムコイル）」や超小型積層チップインダクタ等のスーパーハイエンド商品について、国内外の生産拠点において生産能力拡大に取り組みます。また、平成 26 年 4 月には、モバイル通信用デバイス(SAW/FBAR)の将来的な生産能力拡大のため、他社所有工場を譲り受け、東京都青梅市に新工場を設立します。当社グループでは、これらの生産能力拡大のための設備投資資金及び強固な財務基盤の構築のための有利子負債返済に対応するため、今般、本新株予約権付社債発行の決定に至りました。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約 200 億円については、以下の通り充当する予定です。

- ① 平成 27 年 3 月末までに、電子部品事業セグメントにおけるスーパーハイエンド商品の生産能力拡大のため、国内における設備投資資金として約 100 億円
具体的には、当社（玉村工場、中之条工場等）及び当社関係会社（太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社、中紀精機株式会社等）における超小型タイプや大容量タイプ、薄型タイプの積層セラミックコンデンサ、メタル系パワーインダクタ「MCOIL™（エムコイル）」、超小型積層チップインダクタ、モバイル通信用デバイス（SAW/FBAR）等の生産能力拡大、新製品の生産、生産性の改善、設備の維持補修等のための投資です。
- ② 平成 27 年 1 月 30 日に償還期限を迎える第 1 回無担保社債の償還資金として 80 億円
- ③ 平成 26 年 6 月末までに借入金の返済資金として残額約 20 億円

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は中長期的な成長資金を低コストで確保すると共に、強固な財務基盤の構築のため、将来の経営環境や財務状況に応じて資本拡充を図ることを可能とする資金調達手法として、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

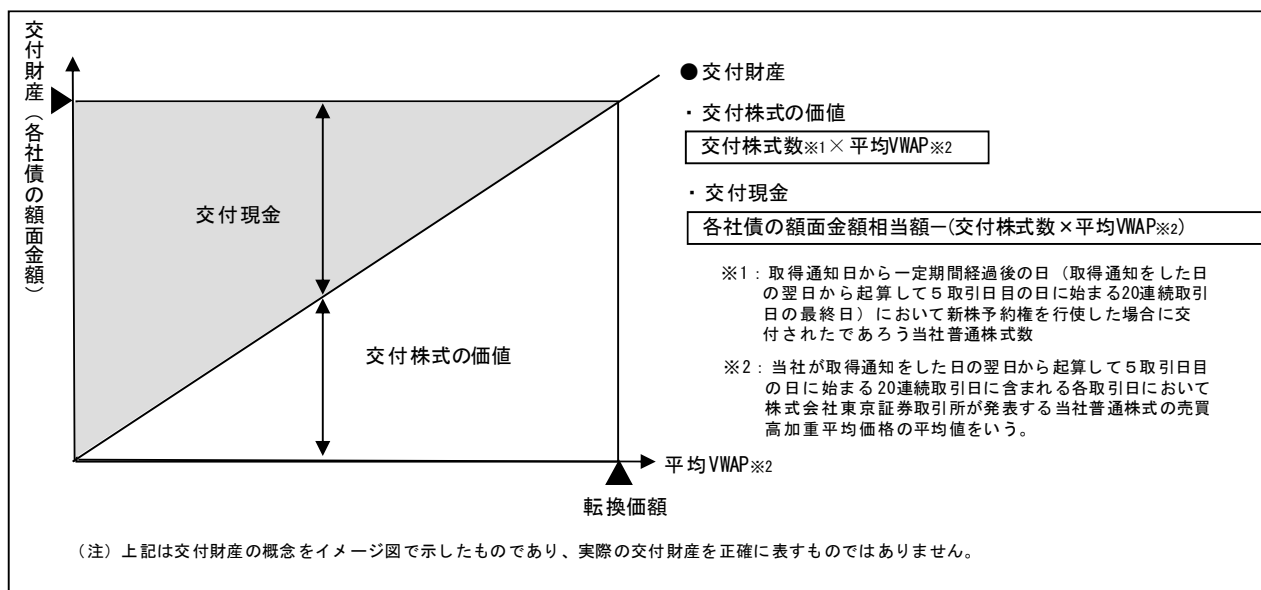
- ① 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、資金調達コストの最小化を図ることができます。
- ② 本新株予約権付社債に時価を上回る転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待できます。
- ③ 本新株予約権付社債には 120%コールオプション条項が付されており、株価が一定期間にわたり転換価額の一定割合を超えて上昇した際には、当社の選択により株式への転換を促進することが可能です。
- ④ 本新株予約権付社債にはソフト・マンドトリー条項が付されており、将来的な事業拡大に伴い資本拡充が必要となった場合に、一定の条件のもと当社の選択により一定の株主資本を増強することが可能です。

【ソフト・マンドトリーについて】

本新株予約権付社債には、下記の財産の交付と引換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社に付与されます。当社は、当社の選択により、2020 年 9 月 28 日以降、2020 年 11 月 14 日までに事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき（i）取得通知をした日の翌日から起算して 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び（ii）各本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から（i）の株式数に 1 株当たりの平均 VWAP を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、1 円未満の端数は切り捨てる。）に相当する現金を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) ソフト・マンドトリー条項のイメージ



この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 太陽誘電株式会社2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の100.5%
3. 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2014年1月27日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited を主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは、引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。
 - (2) 新 株 予 約 権 付 社 債 の 募 集 価 格（発行価格） 本社債の額面金額の103.0%
6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
 - (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 で あ る 株 式 の 種 類 及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 発 行 す る 新 株 予 約 権 の 総 数 2,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7.(4)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数
 - (3) 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2014年1月27日
 - (4) 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 内 容 及 び そ の 価 額
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される条件決定日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
 - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株当たりの} \times \text{処分株式数}}{\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 2014年2月10日から2021年1月13日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
- 但し、(i) 下記7.(3)(ロ)①乃至⑥記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記7.(3)(ロ)③記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii) 下記7.(3)(ロ)⑦記載の本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が下記7.(6)記載の主支払代理人に預託された時まで、(iii) 下記7.(3)(二)記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、(iv) 下記7.(3)(ハ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得及び消却の場合には、当該消却が行われるまで、また(v) 下記7.(3)(ホ)記載の債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2021年1月13日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 但し、当社が組織再編等（下記7.(3)(ロ)④に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。
- また、下記7.(3)(ハ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。
- また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

律第 75 号) 第 151 条第 1 項に従い株主を確定するために定めたその他の日 (以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。) の東京における 2 営業日前の日 (又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における 3 営業日前の日) (同日を含む。) から当該株主確定日 (又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日) (同日を含む。) までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権と引換えに

金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債を構成する本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等 (以下に定義する。) をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) 当該時点で適用のある法律上 (当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。) 、これを行うことが可能であり、(ii) そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な (当社がこれを判断する。) 費用 (租税を含む。) を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 (イ) に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記 7. (3) (ロ)④(d) 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(但し、場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件等

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7.(3)(ハ)と同様に取得することができる。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額 200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 社債の利率 本社債に利息は付さない。但し、下記7.(3)(ホ)に従い遅延利息が支払われることがある。

(3) 本社債の償還の方法及び期限 (イ) 満期償還
2021年1月27日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 繰上償還

①120%コールオプション条項による繰上償還

2017年1月27日以降、当社普通株式の終値が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(以下に定義される。遡及的調整がある場合はこれを考慮する。)の120%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して当該20連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑤(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本①に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

②クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

面総額の 10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑤（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本②に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

③税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 8.（イ）記載の特約に基づく追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ 90 日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 8.（イ）記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8.（イ）記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑤（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本③に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

④組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ（a）当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。）、上記 6.（9）記載の措置を講ずることができない場合、（b）法律上は上記 6.（9）記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、（c）当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の 25 日前のいずれか遅い日において、

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社の最善の努力にかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、(d)上記株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日以降実務上可能な限り速やかに行うものとする。かかる通知は撤回することができない。）、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2021年1月14日から同年1月26日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
- (iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
- (iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
- (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

会社に引き受けられることとなるもの

⑤上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100% とし、最高額は本社債の額面金額の 200% とする。但し、償還日が 2021 年 1 月 14 日から同年 1 月 26 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100% とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④の手続が適用されるものとする。

⑥スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。但し、償還日が2021年1月14日から同年1月26日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

⑦本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2019年1月25日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記7.(6)記載の主支払 代理人に預託することを要する。

但し、当社が、上記①乃至⑥又は下記(ハ)に基づく本新株予約権付社債の繰上償還又は取得に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本⑦に優先して上記①乃至⑥又は下記(ハ)に基づく繰上償還又は取得の規定が適用されるものとする。

(ハ) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、その選択により、2020年9月28日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。かかる通知は撤回することができない。)することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。但し、取得通知の日以降取得日までに債務不履行事由が生じた場合、取得日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、下記(ホ)を適用する。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(ハ)に基づく本新株予約権付社債の取得は当社普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債権者の保有する本新株予約権付社債につき、(i)取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)各本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たりの平均VWAP(以下に定義する。)を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金をいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

「1株当たりの平均 VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値をいう。当該20連続取引日中に上記6.(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合、1株当たりの平均 VWAPも適宜調整される。

当社が上記(ロ)④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ロ)⑤(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ハ)に基づく取得通知はできなくなる。

(ニ) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は消却のため当社に引渡すことができる。

(ホ) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）についての元本5億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記7.(6)記載の主支払 代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額を言う。

(ヘ) 償還場所

下記(7)記載の名簿管理人又は下記(6)記載の主支払代理人の所定の営業所において支払う。

- (4) 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。
- (5) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (6) 新株予約権付社債に係る主支払代理人 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited（主支払代理人）
- (7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人 The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(8) 社債の担保又は保証 本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特

約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課される現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社は、外債（以下に定義する。）について、①当該外債に関する支払、②当該外債の保証に基づく支払、又は③当該外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(a)本社債について、受託会社の満足する、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された内容で、かかる外債、保証、補償若しくはこれらに類するその他の債務に係る上記担保と同等の担保を提供し、又は(b)受託会社が、その完全な裁量において、本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断し、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保若しくは保証を本社債にも提供する場合はこの限りでない。

本（ロ）において、「外債」とは、ある者が発行するボンド、デイベンチャー、ノートその他これに類する証券により表章される現在又は将来の債務のうち期間1年超のもので、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てその元本総額の50%超が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集されるもので、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されているものをいう。

- | | | | | |
|-------|---|---|---|--------------------------------|
| 9. 取 | 得 | 格 | 付 | 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はありません。 |
| 10. 上 | 場 | 取 | 引 | 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。 |
| 11. そ | の | 他 | | 当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。 |

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約 200 億円については、以下の通り充当する予定です。

- ① 平成 27 年 3 月末までに、電子部品事業セグメントにおけるスーパーハイエンド商品の生産能力拡大のため、国内における設備投資資金として約 100 億円
具体的には、当社（玉村工場、中之条工場等）及び当社関係会社（太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社、中紀精機株式会社等）における超小型タイプや大容量タイプ、薄型タイプの積層セラミックコンデンサ、メタル系パワーインダクタ「MCOIL™（エムコイル）」、超小型積層チップインダクタ、モバイル通信用デバイス（SAW/FBAR）等の生産能力拡大、新製品の生産、生産性の改善、設備の維持補修等のための投資です。
- ② 平成 27 年 1 月 30 日に償還期限を迎える第 1 回無担保社債の償還資金として 80 億円
- ③ 平成 26 年 6 月末までに借入金の返済資金として残額約 20 億円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元の実現を経営の最重要課題と位置づけておりますが、今は、安定的かつ持続的な収益体質の構築、並びに財務体質の改善が必要な段階と認識しております。剰余金の配当につきましては、年 10 円の安定配当を方針としております。なお、当社は取締役会決議による中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当及び期末配当の年 2 回配当を基本的な方針として考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

主として将来の事業拡大のための必要資金として活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純損益	△46.82 円	△183.70 円	15.88 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	10.00 円 (5.00 円)	5.00 円 (2.50 円)	10.00 円 (5.00 円)
実績連結配当性向	－%	－%	58.8%
自己資本連結当期純利益率	△4.1%	△18.7%	1.7%
連結純資産配当率	0.9%	0.5%	1.1%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 23 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期については連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純損益を自己資本（期首の新株予約権

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計の平均) で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均)で除した数値です。
5. IAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、平成26年3月期より、一部の在外子会社において当該会計基準を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、平成25年3月期の関連する主要な経営指標等について当該会計方針の変更を反映した後の数値を記載しております。ただし、配当性向については、遡及処理をしない数値を記載しております。なお、平成25年3月期の期首の純資産に与える累積的影響は軽微であります。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	1,500 円	1,115 円	899 円	1,189 円
高 値	1,593 円	1,158 円	1,254 円	1,910 円
安 値	851 円	484 円	569 円	1,063 円
終 値	1,115 円	882 円	1,188 円	1,369 円
株価収益率(連結)	一倍	一倍	69.8 倍	—

(注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成26年3月期の株価については、平成26年1月8日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成23年3月期及び平成24年3月期については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成26年3月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表する Daiwa Capital Markets Europe Limited の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日において存在する新株予約権等の行使による当社普通株式の発行又は交付、当社の取締役に対するストックオプションの付与、株式分割による当社普通株式の交付、当社株主に対する当社普通株式若しくは新株予約権の無償割当による当社普通株式又は新株予約権の交付、その他日本法上の要請による場合を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。